

平塚市監査委員 市 川 喜久江
同 城 田 孝 子
同 山 原 栄 一
同 秋 澤 雅 久

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項及び平塚市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象施設
平塚市余熱利用施設
- 2 監査実施日
令和 6 年 1 0 月 2 5 日
- 3 監査結果の公表日
令和 6 年 1 1 月 2 8 日（平塚市監査委員公表第 1 6 号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容
対象部課：福祉部 福祉総務課

監査の結果	措置の内容
（指摘事項） （1） 対象部課において、年度協定書に定める指定管理料の精算期限を超過していたので、対象団体（指定管理者）と十分協議した上で年度協定書に精算期限を定め、その期限により確実に処理されたい。	（1） 指定管理者と十分協議の上精算期限を定めます。また精算過程を細分化し、それぞれの期日を明確にすることで、指定管理者が確実に精算期限内に納付できるようにします。また所管課が追加支出する際も、同様に精算期限内に支払いいたします。

対象団体：ひらつか健康福祉パートナーズ

監査の結果	措置の内容
（指摘事項） （1） 対象団体（指定管理者）において、年度協定書に定める指定管理料の精算期限を超過していたので、対象部課と十分	（1） 所管課と十分協議の上精算期限を定めます。また精算過程を細分化し、それぞれの期日を遵守することで、確実に精算期限

協議した上で年度協定書に精算期限を定め、その期限により確実に処理されたい。	内に納付できるようにします。
---------------------------------------	----------------

[illegible]

- 1 監査実施対象施設
平塚市聖苑
- 2 監査実施日
令和6年10月25日
- 3 監査結果の公表日
令和6年11月28日（平塚市監査委員公表第16号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容
対象部課：市民部 市民課

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象部課において、対象団体（指定管理者）が行うべき基本協定書に定められた自主事業に関する事業報告書、収支予算書の提出及び口座の開設がされていなかったもので、適切な処理を行うよう指導されたい。 (2) 対象部課において、対象団体（指定管理者）が行う第三者との再委託契約書の締結について、前回監査同様に委託者が指定管理者である「平塚市聖苑運営管理共同事業体」を代表する者となっていなかったもので、課内の確認体制の強化を図るとともに、適切な処理を行うよう指導されたい。	(1) 現在実施中の自主事業については、指定管理者に基本協定書に定められた書類の提出、並びに専用口座の開設を即時行うよう指導しました。 また、所管課においても、新たな自主事業実施の申し出があった場合には、基本協定書に定められた書類の提出を確認するなど、漏れがないよう徹底します。 (2) 第三者との再委託契約については、全契約書を改めて確認の上、委託者名称が指定管理者である「平塚市聖苑運営管理共同事業体」を代表する者となっていなかった契約書の是正措置を即時行うよう指導し、是正完了後の契約書を所管課にて目視確認しました。 また、毎年度の第三者委託承認の際には、必須確認事項として明記するなど、適切な第三者委託契約締結に向けて確認体制を強化します。

対象団体：平塚市聖苑運営管理共同事業体

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 対象団体(指定管理者)において、基本協定書に定められた自主事業に関する事業報告書、収支予算書の作成及び口座の開設をしていなかったため、適切な処理をされたい。 (2) 対象団体(指定管理者)において、第三者との再委託契約書の締結について、前回監査同様に委託者が指定管理者である「平塚市聖苑運営管理共同事業体」を代表する者となっていなかったため、事務処理体制の強化を図り適切に対処されたい。	(1) 現在実施中の自主事業については、基本協定書に定められた書類の提出、並びに専用口座の開設を行い、即時に処理しました。 また、新たな自主事業を実施する際においても、事業の目的や内容について精査し、所管課と十分協議するとともに、基本協定書に基づき適切に対処してまいります。 (2) 第三者との再委託契約については、委託者名称が指定管理者である「平塚市聖苑運営管理共同事業体」を代表する者となっていなかった契約書の是正措置を即時に行いました。 また、毎年度の第三者委託承認依頼の際には、契約内容について複数人による確認を徹底し、誤りのないよう適切に対処してまいります。

~~~~~

## 1 監査実施対象施設

平塚市北図書館・平塚市西図書館・平塚市南図書館

## 2 監査実施日

令和6年10月25日

## 3 監査結果の公表日

令和6年11月28日（平塚市監査委員公表第16号）

#### 4 監査の結果及び講じた措置の内容

対象部課：社会教育部 中央図書館

| 監査の結果                                                                                  | 措置の内容                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(指摘事項)</p> <p>(1) 対象部課において、年度協定書に定める指定管理料の支払期限及び精算期限を超過していたので、定められた期限により処理されたい。</p> | <p>(1) 支払期限については、事前に添付書類を双方で確認し、請求があった日から30日以内に支払が完了するよう、徹底します。精算期限については、添付書類の早目の確認を徹底するとともに、適切な期限の設定について、指定管理者と協議してまいります。</p> |

以上